

## 平成 26 年度調剤報酬等改定項目④

## ○療担規則、薬担規則等

(平成 26 年 4 月 1 日改正予定)

項 目	改正前	改正後
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	(新設)	(経済上の利益の提供による誘引の禁止) <b>第 2 条の 3 の 2 (略)</b> 2 保険薬局は、事業者又はその従業者に対して、患者を紹介する対価として金品又はその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。
	(後発医薬品の調剤) <b>第 7 条の 2</b> 保険薬局は、薬事法第 14 条の 4 第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、 <u>同法第 14 条の規定による製造販売の承認（中略）</u> がなされたもの（中略）（以下「後発医薬品」という。）の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。	(後発医薬品の調剤) <b>第 7 条の 2</b> 保険薬局は、薬事法第 14 条の 4 第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、 <u>同法第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認（中略）</u> がなされたもの（中略）（以下「後発医薬品」という。）の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準	(新設)	(経済上の利益の提供による誘引の禁止) <b>第 25 条の 3 の 2 (略)</b> 2 保険薬局は、事業者又はその従業者に対して、患者を紹介する対価として金品又はその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。